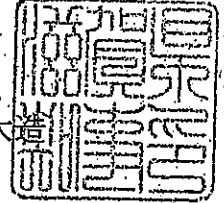


滋 水 第 166 号
令和 4 年(2022 年) 3 月 7 日

滋賀県内水面漁場管理委員会 長 様

滋賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の変更認可について (諮問)

○ 標記の件について、下記の漁業協同組合から申請がありました。申請内容を審査したところ、遊漁規則の変更は妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

申請者：愛知川上流漁業協同組合 (内共第 8 号第五種共同漁業権遊漁規則)

愛知川上流漁業協同組合の遊漁規則の変更認可について

1. あゆルアー釣りの禁止の明記について

(1) 変更の内容

- ・遊漁規則第4条に定める漁具・漁法の制限を変更し、あゆを対象としたルアーを用いた漁法を禁止する。

第4条 漁具・漁法の制限（関係部分抜粋）

新		旧	
漁具・漁法	規模	漁具・漁法	規模
友釣・竿釣・引掛・穴釣・流し針	各1漁具 <u>ただし、あゆを対象にしたルアーを用いた漁法は禁止とする。</u>	友釣・竿釣・引掛・穴釣・流し針	各1漁具

(2) 変更を必要とする理由

- ・これまで、「鮎ルアー釣り」については、監視上、溪流魚ルアー釣りとの区別がつきにくいこと、また遊漁者間のトラブルを招くことがある。
- ・これらを未然に防ぐという点から、これまでも禁止の取扱をしていたが、遊漁規則に明文化されていなかったことから今回同時に改正する。

(3) 変更の妥当性

- ・今回、組合では行使規則についても同様に明文化し、漁業者についてもルアーの使用を禁止することから、遊漁を不当に制限するものではないと判断されるため、変更は妥当である。

2. 鮎遊漁料金の改定について

(1) 変更の内容

- ・鮎釣り年券料金を8,000円に改定することとし、規則第8条第1項に定める遊漁料の額を次のとおり改める。

第8条第1項 遊漁料の額（関係部分抜粋）

新					旧				
魚種	漁具・漁法	区域	日券	年券	魚種	漁具・漁法	区域	日券	年券
あゆ	友釣・毛針釣・餌釣・引掛	漁業権漁場区域内	期間中 2,000円	<u>8,000</u> 円	あゆ	友釣・毛針釣・餌釣・引掛	漁業権漁場区域内	期間中 2,000円	6,000 円

(2) 変更を必要とする理由

- ・従来、鮎釣り年券料金は、6,000円としていたが、放流用鮎の値上がりや鮎遊漁者の減少などから、鮎釣り事業については、収支がマイナスとなっている。
- ・この状況が続くと今後の組合経営にも影響が出ることが予想される為、資金の充実を図り、経営の健全化をはかりたい。

(3) 変更の妥当性

- ・ 変更後の料金の妥当性を判断するため、別紙の計算式により、妥当な金額を算出した。
- ・ なお、年券の料金妥当性については、新料金にした場合の妥当な日券料金について別紙の計算式により算出し、その料金が現行の日券料金を下回っているかで判断する。
- ・ 計算した金額は下表のとおり。

魚種	計算した妥当な金額 (日券)	現行日券額
あゆ	2, 594円	2, 000円

- ・ その結果、最低日額が 2,594 円となり現行の日券料金を下回っているため、料金の変更は妥当である。

3. 遊漁料の納付場所の追加にともなう改定について

(1) 変更の内容

- ・ 遊漁承認券のオンラインシステムでの販売に合わせ、関係条項を次のとおり改める。

納付方法、承認証、遊漁に際し守るべき事項 (関係部分抜粋)

新	旧																											
<p>(遊漁料の額および納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>遊漁料の納付は、愛知川上流漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付する。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。</u></p> <p>(表削除)</p>	<p>(遊漁料の額および納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁協事務所</td> <td>東近江市政所町</td> <td>0748-29-0620</td> </tr> <tr> <td>肥夏屋</td> <td>〃 〃</td> <td>29-0009</td> </tr> <tr> <td>端 康宏</td> <td>〃 蓼畑町</td> <td>29-0800</td> </tr> <tr> <td>広瀬屋</td> <td>〃 紅葉尾町</td> <td>29-0615</td> </tr> <tr> <td>池田養魚場</td> <td>〃 紅葉尾町</td> <td>29-0351</td> </tr> <tr> <td>道の駅奥永源寺溪流の里</td> <td>〃 蓼畑町</td> <td>29-0428</td> </tr> <tr> <td>セブンイレブン東近江永源寺店</td> <td>〃 青野町</td> <td>27-0288</td> </tr> <tr> <td>ローソンいなべ大安店</td> <td>いなべ市大安町</td> <td>0594-78-4333</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話番号	漁協事務所	東近江市政所町	0748-29-0620	肥夏屋	〃 〃	29-0009	端 康宏	〃 蓼畑町	29-0800	広瀬屋	〃 紅葉尾町	29-0615	池田養魚場	〃 紅葉尾町	29-0351	道の駅奥永源寺溪流の里	〃 蓼畑町	29-0428	セブンイレブン東近江永源寺店	〃 青野町	27-0288	ローソンいなべ大安店	いなべ市大安町	0594-78-4333
名称	住所	電話番号																										
漁協事務所	東近江市政所町	0748-29-0620																										
肥夏屋	〃 〃	29-0009																										
端 康宏	〃 蓼畑町	29-0800																										
広瀬屋	〃 紅葉尾町	29-0615																										
池田養魚場	〃 紅葉尾町	29-0351																										
道の駅奥永源寺溪流の里	〃 蓼畑町	29-0428																										
セブンイレブン東近江永源寺店	〃 青野町	27-0288																										
ローソンいなべ大安店	いなべ市大安町	0594-78-4333																										
<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。</u></p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>																											

<p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、<u>遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。</u></p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>別紙様式3号(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 愛知川上流漁業協同組合 愛知川上流漁協 年券／日券 魚種名 有効期間 〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日 </td> </tr> </table>	愛知川上流漁業協同組合 愛知川上流漁協 年券／日券 魚種名 有効期間 〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日	<p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>
愛知川上流漁業協同組合 愛知川上流漁協 年券／日券 魚種名 有効期間 〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日		

(2) 変更を必要とする理由

- ・近年、社会の高度情報化が進み、遊漁券の販売についてもキャッシュレス化導入の必要性に迫られていることから、「つりチケ」と「フィッシュパス」の2種類のオンラインシステムでの販売を実施する。
- ・今後、オンラインシステムでの販売も含め、承認証販売場所を柔軟に定めたいため、当該販売場所の一覧を組合事務所に掲示する方法に改めたい。

(3) 変更の妥当性

- ・遊漁者の利便性向上のため、遊漁承認券のオンラインでの販売システム導入にかかる関係条項の整理であり妥当である。

○漁業法(抜粋)

第170条

- 5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。
- ア 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- イ 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

別紙 遊漁料金妥当性の試算

1. 増殖経費に対する遊漁者1人当たりの負担額を算出

$$\text{遊漁者負担額}(X) = (1 - A/F) * \{ C/a + D/(a+b) + E/(a+b/2) \}$$

記号	
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
C	遊漁者のみが負担する経費 …… 漁場監視費等
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費 …… 諸経費(人件費、通信運搬費等)
E	遊漁者と漁業者が利用度に応じて負担する経費 …… 放流事業費等
F	増殖事業支出 …… C+D+E

2. 遊漁者の負担額をもとに日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁者から得る遊漁料収入

$$aX = R*a*G + Y*a*G*Q$$

最低日額

$$G = X / (R + Y*Q)$$

遊漁期間中の遊漁者の利用割合	R	日券の利用割合
	Y	年券の利用割合
遊漁者数	a	
最低日額	G	計算上の最低日額(これを下回る金額であれば妥当と判断)
年券日券比	Q	希望最低日券額に対する希望年券額の比
遊漁者負担額	X	遊漁者1人当たりの負担額